

諮問第八十五号

外国を当事者とする裁判手続及び外国の財産に対する保全処分又は民事執行に関する裁判権からの免除の範囲等について法制を整備する必要があると思われるので、締結に向けた作業が進められてゐる「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（仮称）」を踏まえて検討の上、その要綱を示されたい。